技能実習

実習生ごとに、進める道と期限を確かめる

2027年4月の育成就労開始にそなえて

技能実習生を受け入れている会社の方へ

この資料で分かること

1 今の実習生が2027年4月以降どうなるか

2 新しい申請と、入国の期限

3 3号に進める人の条件

2026年10月2日 確認

今の実習生は、2027年4月以降も実習を続けられます

項目	内容
育成就労の開始	2027年4月1日
前から実習中の人	技能実習のまま続ける
在留期間の更新	引き続き受けられる
育成就労への変更	できない

2027年4月1日より前から
実習中の人の扱いです。

3号に進めるのは、
2号を1年以上行った人だけです

2027年4月1日

2号を1年以上行ったかの基準日

1 2号を始めたのが
2026年4月以降の人は、
要注意。

2 2027年4月1日以降に
1号を終えた人は、
2号まで。

3 2号を良好に修了し
職種が関連すれば、
特定技能1号へ。

新しい申請は2027年3月31日、入国は6月30日まで

期限	内容
2027年3月31日	技能実習計画の申請の最終日
2027年6月30日	認定済みの実習生の入国期限
交付から3か月以内	証明書が施行後に出た人の入国

証明書は、
在留資格認定証明書のこと。

2027年4月1日以降は、
新しい申請はできない。

実習生1人ずつ、この6つを確かめてください

- [] 区分（1号・2号・3号）と在留期限
- [] 2号を始めた日と、3号に進めるか
- [] 新しく呼ぶ人の計画申請の予定
- [] 認定済みの人が期限内に入国できるか
- [] 監理団体が監理支援機関の許可を申請したか
- [] 中断中の人に、資格を変えると戻れないと伝えた

3号に進めない人とは、特定技能への移行を話す。

実習生ごとに、3号へ進めるかと期限を確かめます

次にやること

1 実習生ごとに、区分と在留期限を一覧にする

2 監理団体に、申請と入国の期限を聞く

3 2号を始めた日から、3号に進めるかを確かめる

出典

厚生労働省：技能実習の経過措置について

外国人技能実習機構：3号に移行できない場合の案内

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

在留状況と研修の目的から、学習を設計します

ご相談で分かること

1. いつ、だれに、どの準備が要るか
2. 受講の時間数と、期間の目安
3. 受講の記録と、修了の証明の出し方

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 試験の合格や、在留資格の許可を保証するものではありません。
- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784